

必要な事項

- ・住宅地もしくは住宅に付属する設備敷地としての用途目的での売却となります。
- ・土地及び構造物等は、現状有姿での売却となります。
- ・契約後に契約不適合責任が判明しても、市は責任を負わないこととします。
- ・物件周囲からの流水については、物件内に水路敷設等を行うことにより対応をお願いします。
- ・嘉麻市普通財産売払決定通知書が届いてから 14 日以内に契約していただきます。
- ・契約の際に、土地代金の 1 割に相当する金額を契約保証金として納付していただきます。
- ・契約締結の日から 30 日以内に土地代金を一括して納入していただきます。
- ・土地代金納入後、所有権移転登記に関する手続きは嘉麻市が行います。
- ・所有権移転登記に必要な登録免許税は、購入者の負担になります。
- ・不明な点は、嘉麻市役所 本庁舎 4 階 管財課 管財係 Tel 0948-42-7419 までお問い合わせください。